

令和5年度低所得世帯こども加算給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、18歳以下の児童が属する令和5年度住民税非課税世帯及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、臨時的な措置として実施するこども加算事業またはこども加算給付金（令和5年度低所得世帯こども加算給付金）に関し、必要な事項を定める。

(定義及び支給額)

第2条 前条に規定される令和5年度低所得世帯こども加算給付金は、前条の目的を達するために、新潟市によって贈与される加算給付金（以下、「本加算給付金」とする）をいう。

- 2 本加算給付金における18歳以下の児童は平成17年4月2日以降に出生した者とし、令和5年12月1日（以下、基準日という）以降に出生した者も含む。
- 3 本加算給付金は世帯単位で給付を行う。
- 4 第1項の規定により受給権者に対して支給する本加算給付金の金額は、対象の児童1人につき50千円とする。

(支給対象者)

第3条 本加算給付金の支給対象者は、令和5年度物価高騰等対策給付金または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金の受給権を有する世帯（給付金受給辞退者を除く）において、次の各号のいずれかに該当する18歳以下の児童とする。

- (1) 基準日時点において同一世帯となっている児童
- (2) 基準日時点において住民票上別世帯だが、生計を同一とし、扶養している児童
- (3) 基準日の翌日以降に生まれた児童（新生児）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する18歳以下の児童は支給対象者としない。

- (1) 世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯の児童
- (2) 18歳以下の児童のみからなる複数世帯の世帯主の児童
- (3) 児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等への措置入所等を受けている児童。詳細は別記1のとおりとする。

(受給権者)

第4条 本加算給付金の受給権者は、支給対象者が属する世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。））

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者等の、特別な配慮を要する

者の取扱いについては、別記2のとおりとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、入所措置等の理由により、支給対象者と生計を別にする
と認められる者は本加算給付金の受給権を持たないものとする。

(支給の方式)

第5条 本加算給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の申請書(以下、「申請書」という。)を新潟市に提出する。

- 2 申請書の提出は郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 新潟市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 新潟市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 市外に居住する支給対象者と世帯を別とする申請者は、本加算給付金の申請に当たり、支給対象者の属する世帯全員の住民票の写しを新潟市に提出する。

第5条の2 新潟市は、前条の規定に関わらず、令和5年度物価高騰等対策給付金を支給した世帯として新潟市長が別に定めるものに対し、本加算給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項により定められた者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第2号の口座登録の変更届出書又は別紙様式第3号の受給辞退届出書による受給の辞退を届け出ることができる。

- 3 新潟市長は、令和6年3月29日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給の申込者に対し、本加算給付金を支給する。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

- 2 代理人が本加算給付金の申請書の提出をするときは、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 新潟市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、新潟市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第7条 本加算給付金の申請受付開始日は、令和6年3月25日とする。

2 本加算給付金の支給に関する申請書の提出期限は、令和6年6月14日とする。

ただし、基準日の翌日以降に生まれた児童については、令和6年8月31日とする。

(支給の決定)

第8条 新潟市長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し本加算給付金を支給する。

(本加算給付金の支給等に関する周知等)

第9条 新潟市長は本加算給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 新潟市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項の提出期限までに第5条の規定による申請書の提出が行われなかった場合、受給権者が本加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 新潟市長が第5条の規定による申請書を受理した後、又は、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず令和6年9月20日までに不備の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられ辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 新潟市長は、偽りその他不正の手段により本加算給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本加算給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本加算給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別記1（第3条関係）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）（6）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童のうち、住民基本台帳上、里親と別世帯であり、その世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯の児童
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下、「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下、「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下、「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う児童、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている児童及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている児童を除く。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている児童及び一時保護委託がされている児童を除く。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている児童を除く。）

別記2（第4条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下、「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が新潟市に所在しない場合にも、当該申出者の本支援金については、新潟市から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において新潟市に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

3 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、新潟市において住民基本台帳に記録されたときは、新潟市における申請・受給権者とする。

4 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると新潟市に申し出た者について、法務局において無戸籍者として把握していることを新潟市長が相当と認めるときは、新潟市における申請・受給権者とする。